令和6年度版

13)耐風対策

危険な瓦屋根の 耐風診断・改修をされる方は、

診断費 最大 2万1千円



改修費 最大 55 万 2 千円 もらえます

目的	強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う者に対して、補助するものです。		
対象建物	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅(住宅部分が全体の2分の1以上) 屋根材が 瓦 であり令和3年12月31日までに葺いたもの		
対象者	次のいずれかの者① 住宅の 所有者 ② 住宅に 居住 する者で所有者の 同意 を得られた者		
対象事業	告示基準合を確認 [B] 瓦屋根び ① 瓦屋根が (屋根が (屋根が (区屋根が (区屋根が (区屋根が (区屋根が (区屋根が (区)) (区) (区) (区) (区) (区) (区) (区) (区) (さ技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士が、 (昭和46年建設省告示第109号・令和2年改正)への適 はするために行う瓦屋根の診断	注意 交付 決定前 に 工事・業務の 契約・着手 を してはいけません 書面の契約 が 必要です
補助の額	[A] 診断費	瓦屋根診断に要する経費の3分の2で	最大 2 万 1 千円 (千円未満切捨て)
	[B] 改修費	次に掲げる費用のいずれか低い額の23%で ① 瓦屋根改修に要する経費 ② 屋根面積に1平方メートル当たり 2万4千円を乗じて得た額	最大 55 万2 千円 (千円未満切捨て)

お問い合せ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課